

万一事故が起こったら…

- 1** 第一に負傷者の救護と安全の確保を行ってください。
 負傷者の救護および救急車(119番)の手配を行ってください。さらに事故車の処理など、道路上の安全を確保してください。
- 2** すみやかに警察へ事故の報告をしてください。
 事故発生の場所、時刻、負傷者の氏名、傷害の程度などをご報告ください。
- 3** 警察官立ち会いのもとに事故内容を確認してください。
 事故発生の日時・場所・原因、相手の住所・氏名、自動車の登録番号、傷害の程度、病院名などをご確認ください。

保険金の請求方法

	被害者	加害者
本請求	加害者の加入している保険会社に直接、診療報酬明細書等必要書類を添えて損害賠償額の請求ができます。	加害者が被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収証その他必要書類を添えて保険金の請求ができます。実際に被害者に支払った金額についてだけ請求できることになっています。
仮渡金	当座の出費をまかなうために前払金として請求できます。 (1)死亡のとき:290万円 (2)傷害のとき:程度に応じ40万円、20万円、5万円の3段階があります。	請求できません。

商品に関するお問い合わせ (あいおい損害保険カスタマーサービスセンター)

サンキューコール あいおい
0120-395-101 (携帯・PHS OK)

受付時間/平日 AM9:00~PM5:00(土・日・祝日および12/30~1/4を除く)

※おかけ間違いにご注意ください。
 ※ガイドラインに従ってご用件の番号をプッシュしてください。
 なお、自賠責保険のご解約・ご変更等は最寄りのあいおい損保営業拠点をご案内させていただきます。

☆このパンフレットは「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず代理店・扱者または弊社にご照会ください。なお、ご契約時・ご契約後・事故時の注意事項などの重要な事項については「自賠責保険のしおり」、「自賠責保険についてのご案内」にてご説明させていただいております。また、保険料お支払の際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

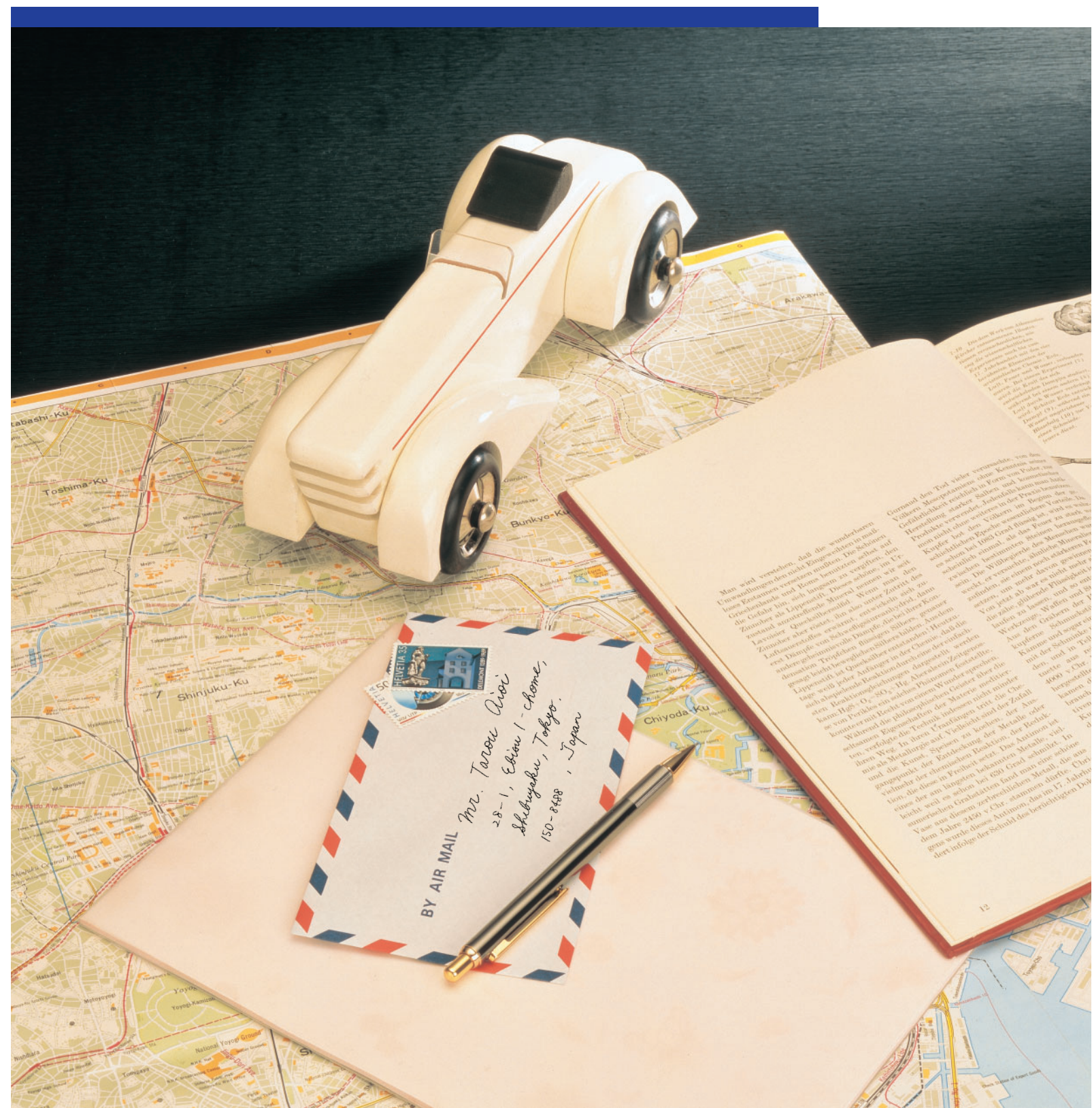


あいおい損害保険株式会社
 IOI 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL: 03-5424-0101 (大代表)
 ホームページアドレス <http://www.ioi-sonpo.co.jp/>

(お問い合わせは)

契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。

自賠責保険





自賠責保険もあいおい損保をおすすめします。

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法により、すべての自動車にその加入が義務づけられています。[※]

自賠責保険を締結せずに自動車を運行していると法令違反で罰せられますのでご注意ください。

- ・1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・違反点数は6点および6か月の範囲内での免許停止処分 等

自賠責保険証明書をお受けとりになったときは記載事項に誤りがないか確認してから車に備えつけましょう。備えつけずに運行すると30万円以下の罰金に処せられます。

[※]下記の一部の自動車を除きます。

■自賠責保険契約を締結しなくてもよい自動車

(1) 適用除外自動車

- ①自衛隊の任務の遂行に必要な自動車
(例)自衛隊ナンバーの付いた連絡用ジープ・隊員輸送車等
- ②日本国内にあるアメリカ合衆国軍隊の任務の遂行に必要な自動車
- ③日本国内にある国際連合軍隊の任務の遂行に必要な自動車
- ④道路以外の場所においてのみ運行の用に供する自動車(構内専用車等)

(2) 自賠責共済契約が締結されている自動車

■自賠責保険契約を締結できない自動車

農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車(農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等)

■人身事故のとき保険金が支払われます。

自動車の運行によって他人(歩行者・他のお車の搭乗者など)を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合

保険金をお支払いできない場合
(自賠責保険事故とならない場合)

- 電柱に衝突したりして、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)自身が死傷したようないわゆる自損事故の場合
- 保険契約者または被保険者の悪意による損害(被害者請求は可能)
- 保有者(被保険者)が次の三条件をすべて立証できる場合
 - 1.自己および運転者が自動車の運行について注意を怠らなかつたこと
 - 2.被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
 - 3.自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかつたこと
- 重複契約の場合、契約締結日が早い方の契約で保険金が支払われ、他の契約からは重複して支払われません。

■自賠責保険の保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲・お支払額	お支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費 休業損害 慰謝料 1日につき5,700円 1日につき4,200円	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益(財産損、後遺障害がなければ得られたはずの収入) 慰謝料等 障害の程度により第1級1,100万円 ～第14級32万円	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護の時:最高4,000万円 随時介護の時:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円～第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費 逸失利益(財産損、生きていれば得られたはずの収入) 本人慰謝料 遺族慰謝料 60万円 350万円 遺族の人数により550万円～750万円	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	傷害による損害の場合と同じ	最高120万円

(注)・死亡の場合の遺族慰謝料は、被害者に被扶養者がいるときには200万円加算されます。

・死亡保険金、後遺障害保険金は傷害保険金とは別枠でお支払いいたします。

・傷害保険金の休業損害は立証資料等により1日につき5,700円を超えることが明らかな場合、1日につき19,000円を限度として、実額をお支払いいたします。

・葬儀費は立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合、100万円を限度として、必要かつ妥当な実費をお支払いいたします。

保険料例(車種と保険期間によって異なります)

車種	保険期間			
	37か月	36か月	25か月	24か月
自家用乗用自動車	31,600円	30,910円	23,170円	22,470円
軽四輪車	26,280円	25,730円	19,540円	18,980円
小型二輪車(250cc超)	17,780円	17,450円	13,740円	13,400円

車種			保険期間				
			25か月	24か月	13か月	12か月	
普通貨物車	最大積載量	2トン超	自家用	67,270円	64,850円	37,720円	35,260円
		2トン以下		43,910円	42,400円	25,460円	23,920円
	2トン超	営業用	95,680円	92,160円	52,640円	49,040円	
			2トン以下	65,170円	62,830円	36,620円	34,230円
小型貨物自動車			自家用	19,860円	19,290円	12,840円	12,250円
			営業用	34,650円	33,500円	20,600円	19,420円

車種	保険期間				
	60か月	48か月	36か月	24か月	12か月
軽二輪車	22,050円	18,790円	15,470円	12,080円	8,620円
原動機付自転車	14,070円	12,340円	10,580円	8,790円	6,960円

(注)・上記の表は本土用の保険料(保険期間の開始が2008年4月1日以降の契約)ですので、離島・沖縄県では適用できません。
・上記の表以外の車種の保険料については、代理店・扱者または弊社にご照会ください。

■加入手続はあいおい損保の代理店・扱者まで

車検(満了日)の約1か月前から、ご契約できます。車検が近づきましたら、あいおい損保の代理店・扱者までご用命ください。

■自賠責保険プラス自動車保険で事故の備えを

万一事故が起こった場合、自賠責保険だけでは不十分です。賠償金も年々高額化してきています。あいおい損保の自動車保険とあわせてご契約ください。